

## 令和5年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策資金

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が継続する中、ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価高騰により、経営の維持安定が困難となる漁業者を支援するため、令和4年度に引き続き制度資金を創設します。

区 分	内 容
融資対象者	新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により、経営の維持安定が困難となった漁業者
資金使途	<p>運転資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費、種苗費、飼料費、諸材料費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など漁業経営の維持に必要な運転資金</li> </ul>
貸付限度額	<p>○新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰のいずれか一方のみの影響を受けている場合</p> <p>（ア）簿記記帳の場合：年間経営費の12/12又は粗収益の12/12のいずれか低い額</p> <p>（イ）（ア）以外の場合：1,200万円</p> <p>○双方の影響を受けている場合</p> <p>（ア）簿記記帳の場合：年間経営費の18/12又は粗収益の18/12のいずれか低い額</p> <p>（イ）（ア）以外の場合：1,800万円</p> <p>※新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の漁業経営への年間の影響額又は影響見込み額を対象とします。</p>
償還期間	15年以内（うち据置期間3年以内）
融資利率	<p>年0.1%</p> <p>（漁業協同組合JFしまねの支援により、漁業協同組合JFしまね申込分に限り全期間年0.05%）</p>
信用保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国漁業信用基金協会による保証が利用可（信用保証料 年0.71～1.09%）</li> <li>・ただし、株式会社日本政策金融公庫の農林水産事業資金の借入残高がある漁業者に限り、県の信用保証料補給により実質信用保証料負担なし。</li> </ul>
取扱期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日（融資実行分）まで
申込先	漁業協同組合JFしまね、日本海信用金庫
問合せ先	<p>島根県農林水産部沿岸漁業振興課</p> <p>TEL 0852-22-5314</p>